

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

1 若年定年退職者給付金に関する改正

- (1) 若年定年退職者給付金を支給する者の範囲を拡大する。(第二十条関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

2 施行期日等

- (1) この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。(附則第一項関係)
- (2) この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二項関係)